

商 品 概 要 説 明 書

令和 7 年 12 月 8 日現在適用中

1. 商 品 名	・ ニューハッピー定期預金						
2. 販売対象 および 取引条件	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">販売 対象</td><td> スタンダードプラン 3 ヶ月もの店頭表示利率 +年 4. 0 0 % (税引後+年 3. 187%) </td><td> プレミアムプラン 3 ヶ月もの店頭表示利率 +年 5. 0 0 % (税引後+年 3. 9 8 4 %) </td></tr> <tr> <td>法人・個人の方</td><td>個人の方</td></tr> </table> ※税引後利率は小数点第 4 位以下を切捨てて表示しております 【取引条件】 スタンダードプラン 当金庫が指定した「投資信託」または「外貨定期預金」総額 50 万円相当額以上を購入後、1 ヶ月以内に預入（翌月応当日まで）した場合となります プレミアムプラン 『店頭表示利率+年 5. 0 0 %』の預入条件は、当金庫の NISA 口座（成長投資枠）で当金庫が指定した「投資信託」総額 50 万円相当額以上を購入後、1 ヶ月以内に預入した場合もしくは、1 年以内に当金庫で受け取った退職金・相続金にて当金庫が指定した「投資信託」または「外貨定期預金」総額 50 万円相当額以上を購入後、1 ヶ月以内に預入した場合となります		販売 対象	スタンダードプラン 3 ヶ月もの店頭表示利率 +年 4. 0 0 % (税引後+年 3. 187%)	プレミアムプラン 3 ヶ月もの店頭表示利率 +年 5. 0 0 % (税引後+年 3. 9 8 4 %)	法人・個人の方	個人の方
販売 対象	スタンダードプラン 3 ヶ月もの店頭表示利率 +年 4. 0 0 % (税引後+年 3. 187%)	プレミアムプラン 3 ヶ月もの店頭表示利率 +年 5. 0 0 % (税引後+年 3. 9 8 4 %)					
	法人・個人の方	個人の方					
3. 期 間	・ 3 ヶ月 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります						
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入上限	・ 一括預入 ・ 1 0 0 円以上 ・ 1 円単位 スタンダードプラン 当金庫が指定した「投資信託」または「外貨定期預金」総額50万円相当額以上の購入金額の範囲内となります プレミアムプラン 『店頭表示利率+年 5. 0 0 %』は、当金庫のNISA口座（成長投資枠）で当金庫が指定した「投資信託」または「外貨定期預金」総額50万円相当額以上の購入金額かつ1 契約 2 4 0 万円（成長投資枠の年間上限）以内もしくは1年以内に当金庫で受け取った退職金・相続金にて当金庫が指定した「投資信託」または「外貨定期預金」総額50万円相当額以上の購入金額の範囲内となります						
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します						

6. 利 息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法 ④税金	・預入時の店頭表示の利率を基準にして次の利率を適用します スタンダードプラン 《当初預入時》 預入金額に応じ、スーパー定期またはスーパー定期 3 0 0 または大口定期預金の店頭表示の利率へ年 4 . 0 0 % を上乗せした利率を初回の満期日まで適用します 《自動継続時》 当初預入金額に応じ、スーパー定期またはスーパー定期 3 0 0 または大口定期預金の店頭表示の利率を次の満期日まで適用します（店頭表示の利率への上乗せは行いません） プレミアムプラン 《当初預入時》 預入金額に応じ、スーパー定期の店頭表示の利率へ年 5 . 0 0 % 上乗せした利率を初回の満期日まで適用します 《自動継続時》 当初預入金額に応じ、スーパー定期の店頭表示の利率を次の満期日まで適用します（店頭表示の利率への上乗せは行いません） ・満期日以降に一括してお支払いたします ・付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算 ・利息については以下のとおり 2 0 % の税金がかかります ・個人：源泉分離課税（国税 1 5 % ・地方税 5 % ） ※平成 2 5 年 1 月 1 日から令和 1 9 年 1 2 月 3 1 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、2 0 . 3 1 5 % （国税 1 5 . 3 1 5 % 、地方税 5 % ）の税金がかかります ・法人：総合課税
7. 手 数 料	_____
8. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年 0 . 5 0 % を上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、普通預金利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています また、証券業務に関する苦情等については、日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR F I N M A C）」(0120-64-5005)でも受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください また、証券業務に関する紛争解決は、日本証券業協会からあっせん等の委託を受けたADR F I N M A Cにお申し出いただくこともできます お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）やADR F I N M A Cに直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
11. その他ご注意事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険によって、1 金融機関毎に預金者 1 人あたり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります ・金利情報については店頭にお問合せください ・投資信託は当金庫投資信託ラインアップからお選びいただけます ※ただし、一部ご利用いただけない商品、場合がございます ・外貨定期預金は、円貨からのお預け入れに限らせていただきます

投資信託・外貨預金に関する注意事項

【外貨預金に関する注意事項】

- 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（１米ドルあたり１円、１ユーロあたり１円５０銭、１オーストラリアドルあたり２円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のＴＴＳレート（預入時）、ＴＴＢレート（引出時）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（１米ドルあたり２円、１ユーロあたり３円、１オーストラリアドルあたり４円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨預金は、預金保険の対象ではありません。
- 外貨預金のお取引に関しては、「契約締結前交付書面」により商品内容をご確認ください。

【投資信託に関する注意事項】

- 投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、当金庫でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。当金庫は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の１口あたりの基準価額（買付価額）に、最大３．３％の購入時手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大０．５０％の率を乗じた信託財産留保額が差し引かれます。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の最大年１．９８％（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。
その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計額は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。
- 当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

商 号 等 ： 岐阜信用金庫
登録金融機関： 東海財務局長(登金)第３５号
加 入 協 会 ： 日本証券業協会